

第 1 2 回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月20日(金) 15時30分～16時30分

2 開催場所 天栄村役場3階 正庁

3 出席委員 (9人)

会 長	9 番委員	佐 藤 正 尉
会長職務代理	8 番委員	小 針 重 男
委 員	1 番委員	石 井 正 美
	2 番委員	大 河 原 友 治
	3 番委員	車 田 京 子
	4 番委員	春 日 富 夫
	5 番委員	佐 藤 光 榮
	6 番委員	馬 場 吉 信
	7 番委員	綱 藤 清 晴

農地利用最適化推進委員	清 水 栄 一
	廣 瀬 弘
	円 谷 善 司

4 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 現況確認証明申請適否決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第3号 令和6年度農用地利用集積計画適否決定について

5 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 芳賀 信弘

農業委員会書記 金澤 秀一

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を小針職務代理よりお願いします。

職務代理 ただいまより、令和6年第12回天栄村農業委員会総会を開会します。
事務局長 続きまして佐藤会長より挨拶を申し上げます。
会長 (会長挨拶)
事務局長 続きまして議長選出です。天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっております。佐藤会長より申し上げます。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。
会議に入る前に議事録署名委員の指名をします。3番 車田委員、4番 春日委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)
議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 続いて、議案第1号「現況確認証明申請適否決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。大里東部・大里南部地区担当の農業委員 綱藤委員よりご説明願います。

綱藤委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。この議案のNo. 1について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。湯本地区担当の農業委員 佐藤委員の担当であります。議長に就いておりますので確認いただいた内容を事務局より説明いたします。

事務局 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No. 2について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。今坂・中屋敷・太一郎地区担当の農業委員 車田委員よりご説明願います。

車田委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 No. 3について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。大里東部・南部地区担当の農業委員 綱藤委員よりご説明願います。

車田委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 続いて、議案第3号「令和6年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題といたします。この議案のNo.1について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は中郷・児渡地区担当の農地利用最適化推進委員 清水委員よりご説明願います。

清水委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No.2について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は上松本・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 廣瀬委員よりご説明願います。

廣瀬委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No.3について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は上松本・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 廣瀬委員よりご説明願います。

廣瀬委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No. 4・5について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は廣瀬委員の案件でありますので、代わって中郷・児渡地区担当の農地利用最適化推進委員 清水委員よりご説明願います。

清水委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No. 6について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は高林・沖内地区担当の農地利用最適化推進委員 円谷委員よりご説明願います。

円谷委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。
これをもって議長をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長 閉会を小針職務代理よりお願いいたします。

職務代理 以上を持ちまして、第12回天栄村農業委員会総会を閉会します。

(16:30終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

令和 7 年 1 月 20日

議長

石 藤 正 樹

3番委員

車 田 京 子

4番委員

春 日 昌 夫